

ご転入、住宅新築された皆様へ

テレビ放送の視聴等についてのご案内

木曽郡内でテレビ放送の視聴やインターネットを利用する際の、方法をご案内いたします。

<< テレビ放送を視聴するには、2通りの方法があります >>

木曽広域ケーブルテレビにご加入いただくことで、テレビを視聴することができます。

- ・ 詳細につきましては、別紙の『木曽広域ケーブルテレビのご案内』をご覧ください。
 - ・ 加入の申込用紙は、木曽郡内各町村役場、木曽広域連合にご用意しています。
- ご自宅にUHFアンテナを設置することで、テレビを視聴することができます。
(注意)木曽郡内では、ご自分のアンテナでテレビ視聴ができる地域は限られます。



(参考)

一般的なテレビ放送は、『地上アナログ波』(～2011年7月まで)と『地上デジタル波』で送信されていますが、木曽郡内で地上デジタル波を中継しているテレビ中継局は、平成20年1月時点で、国道19号線沿いの『台が峰中継局』(木曽町と上松町境)のみです。また現時点で分かっているテレビ中継局の改修予定は、郡内の8箇所のみとなっています。そのため木曽郡内では、ご自分のアンテナによるテレビ視聴ができる地域は、今以上に限られることが予想されます。

<< インターネットを利用するには、2通りの方法があります >>

木曽広域ケーブルテレビにご加入いただき、インターネット契約をすることで、利用することができます。

- ・ 詳細につきましては、別紙の『木曽広域ケーブルテレビのご案内』をご覧ください。
 - ・ 加入の申込用紙は、木曽郡内各町村役場、木曽広域連合にご用意しています。
- 民間のプロバイダーと契約いただくことで、インターネットを利用することができます。
・ 契約の詳細につきましては、各プロバイダーへお問い合わせください。
(プロバイダーの一例:OCN、JANIS、Yahoo!、DIONなど)



<< 木曽広域連合・木曽広域ケーブルテレビからのお知らせ >>

木曽広域連合では、住民の皆様に対する情報提供の一環として、住民票のある全世帯を対象に音声告知端末を設置しています。ケーブルテレビに未加入の方で、設置を希望される場合は、別紙『音声告知端末設置申請書』にご記入の上、各町村役場へご提出ください。木曽広域ケーブルテレビでは、テレビの再送信、インターネット接続サービス以外に下記のサービスを行っています。詳しくは木曽広域連合へお問い合わせください。

- ・ 050IP 電話サービス(インターネット回線を利用して電話をすることができます)
- ・ 有料番組サービス(CS系の有料放送を視聴することができます)
- ・ 行政チャンネル放送(各町村役場、木曽広域連合からのお知らせ、番組放送です)



音声告知端末のイメージ

ケーブルテレビに関するお問い合わせ先
木曽広域連合事務局(ケーブルテレビ担当)
電話 23 - 1050
木曽広域連合(情報センター)
電話 21 - 2212